

八千代町いばらき出会いサポートセンター会員登録助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策の一環として、未婚の男女の結婚に対する希望の実現を図ることを目的として、一般社団法人いばらき出会いサポートセンター（以下「センター」という。）に入会した者に対し、予算の範囲内において、八千代町いばらき出会いサポートセンター会員登録助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 本町に住所を有し、現に婚姻をしていない者であること。
- (2) 平成28年4月1日以降にセンターに入会した者であつて、申請時点において退会していない者であること。
- (3) 町税を滞納していない者であること。
- (4) 八千代町暴力団排除条例（平成23年八千代町条例第13号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(助成金の額等)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、センターの入会登録料とし、予算の範囲内で助成対象者1人につき10,000円を交付するものとする。

2 前項の助成金の交付は、助成対象者1人につき1回とする。

(助成金の交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八千代町いばらき出会いサポートセンター会員登録助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類の写し
- (2) いばらき出会いサポートセンターが発行する領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 町長は、前条の交付申請があつたときは、これを審査し、交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を八千代町いばらき出会いサポートセンター会員登録助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、交付決定をした場合は、速やかに助成金を交付するものとする。
（助成金の返還）

第6条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正行為により助成金を受領した場合は、既に支給された助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この訓令は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。